

【官房学とシュタイン行政学】

※ここでは、行政学の起源→その後の発展の歴史を学ぶ

官房学 (※カメラリズム)

16世紀半ば～18世紀末の
絶対主義国家の時代、
ドイツ、オーストリア地域で
官房学が発達した。(※これが行政学の起源とされる)

↓ここで

官房学とは、
行政官が学ぶ国家統治に必要な一切の施策 (※政策学) である。
※官房：君主の部屋

↓そして

この官房学は、
絶対君主の支配権の基礎を
公共の福祉 (支配者と臣民の福祉の増進) に求めた。

↓しかし現実には、

君主 (行政) は『公共の福祉のために』存在するとの名目で、
国家権力の利益増進を図る活動が展開された。

※こうした『絶対君主の利益を増進させる活動』→警察という

※官房学は『絶対主義とともに起こり、ともに滅んだ学問』である。

↓なお

官房学には①前期官房学と②後期官房学があるが、
後期官房学で有名な者がユスティである。

J. ユスティ

著書『警察学原理』(1756年)

↓彼は

前期官房学の『未分化性』を批判した。

↓そして

政治学 (= 軍事・外交)

財政学 (= 国家財産の合理的使用)

↓これらの学問から、

内政を中心に扱う

警察学を分離すべきと主張した。

【東京都 2008】 ×

シュタインは、行政は公共の福祉のために存在すると主張し、君主による国民の生活への規制を正当化した。

※これは官房学の考えである。

【東京都 1995】 ○

官房学は、ドイツにおいて発達した政策学であり、絶対的支配権ないし警察権の理念的基礎を、公共の福祉に求めることを特色の一つとする学問である。

【東京都 1995】 ×

官房学は、フランスにおいて発達した政策学であり、絶対主義王政下の君主の官房財政を増強するための効果的な統治手段を発見しようとする学問である。

【特別区 2011】 ×

シュタインは、官房学において警察学という学問を確立するとともに、警察学を財政学から分化させる必要を強調して財政学を警察学的手段として位置付けた。

※これはユスティの考えである。

シュタイン行政学 (19世紀中頃)

ロレンツ・フォン・シュタイン (1815~90) は、
『フランス革命→共和制に移行する際の混乱』をみて、
立憲君主国家 (※憲法の下に国王がいる体制) を支持していた。

↓また、
明治憲法制定に取り組む伊藤博文にアドバイスを送り、
戦前の日本の行政学に大きな影響を与えた。

絶対主義 (官房学) では、
『政策の決定・執行が同一者』によって行われていたが、
シュタインはその分離を主張した。

↓そのため
警察活動を
憲政 (政治) と行政に分解した。

↓ここで
憲政 = 国民の参加の下で、
国家意思を形成すること

行政 = (形成された) 国家意思を具体的に遂行すること
+ 国家による社会改革 (※社会の不平等・不自由の是正)

↓そして
『憲政と行政の関係』としては、

↓確かに
法律による行政の原理 (※法治行政) からすれば、
『憲政は行政に優越』すべきとも思える。

↓しかし、
現実の国家では、
政治 (憲政) は支配層にコントロールされるため、
結果として『支配層のための政治』になり易い (= 憲政の法則)

↓そのため、
行政が中立的な立場から
憲政に対し一定の制約をする必要がある (= 行政の法則)。

↓そこで
憲政と行政は相互依存で対等であり、
『相互に優越し合う二重の関係』である。

↓また、

シュタインは、

ヘーゲル哲学の影響を受けていた。

↓これは

国家→『市民社会の矛盾を克服する機能』を有するというもの

↓そのため、

シュタインも同様の見解をもつ。

↓すなわち

社会の本質は、

『財貨による支配と従属』である (=欲求の体系)

↓一方で

国家は

社会の階級的対立を止揚し、

『社会の不平等と不自由を克服』する任務を負う、

『人格にまで高められた共同体』である。

↓従って、

国家と社会は『対立』するものである。

【特別区 2005】 ×

シュタインは、行政とは、国家という有機体を構成する個人が国家意思の決定に参与する国家的権利であるとした。

【特別区 2011】 ○

シュタインは、憲政とは人格的な国家共同体を構成する個人の国家意思決定への参与であり、行政とは国家意思とその客体である社会との関係における国家の活動であるとした。

【特別区 2005】 ○

シュタインは、国家原理の内容である憲政と行政とは、憲政に対する行政と同時に行政に対する憲政という二重の関係にあるとした。

【東京都 2008】 ○

シュタインは、行政とは活動する憲政であり、行政なき憲政は無内容であり、憲政なき行政は無力であるとした。